

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月31日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第16号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部中83の項を削り、84の項を83の項とし、85の項を84の項とする。

第2条 墨田区手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部39の項中「基づく犬の登録」の次に「及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請及び鑑札の交付があったものとみなされる場合を除く。）」を加え、同部中84の項を85の項とし、43の項から83の項までを1項ずつ繰り下げ、42の項の次に次のように加える。

43	動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定に基づく犬の鑑札の交付	犬の鑑札の交付手数料	1件につき 1,600円	交付のとき。
----	--	------------	--------------	--------

付 則

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。